

津山圏域クリーンセンター  
リサイクルプラザ運営事業  
(第3期)  
運営事業者募集要項

令和5年9月

津山圏域資源循環施設組合

## 《 目 次 》

<b>I 運営事業者の募集について</b>	
1 リサイクルプラザ運営事業について	1
2 運営事業を実施する事業者の募集について	1
3 運営事業の業務委託に係る契約期間について	1
<b>II 対象施設及び業務等について</b>	
1 対象施設の概要について	2
2 運営事業者が行う運営業務の基準について	2
3 運営事業の概要について	3
4 業務委託に係る経費について	3
<b>III 申請の手続きについて</b>	
1 募集の方法について	5
2 応募資格について	5
3 現地説明会の実施について	6
4 質問の受付について	6
5 公募に関する参加表明書の提出について	6
6 提出書類について	7
7 申請に要する経費について	8
<b>IV 運営事業者の選定について</b>	
1 選定方法について	9
2 無効又は失格	10
3 審査委員会の開催	10
4 選定結果の公表	11
<b>V 事業実施スケジュール</b>	12
<b>VI 添付書類</b>	12

## I 運営事業者の募集について

### 1 津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ運営事業について

#### (1) 事業の名称

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ運営事業

#### (2) 事業の目的について

津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町で構成する津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）では、津山圏域におけるごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場、多目的広場、リサイクルプラザ機能を含む管理棟等を1箇所に集約した総合ごみ処理センター「津山圏域クリーンセンター」を整備した。

本施設は、津山圏域内の一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に行う施設であると同時に、国際社会においても持続可能な社会を実現する施設の一つとして位置付けられる環境学習施設としての役割を担うものであり、組合では、平成26年3月に「津山圏域クリーンセンター環境学習基本計画」を策定し、自然環境分野及び資源循環分野を柱とした環境学習に取り組んでいる。

本事業は、リサイクルプラザを拠点施設として、資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する普及啓発及び各種環境学習の推進を図ることで、環境問題の解決に向けた正しい知識の習得を支援し、もって世界的な要請であるSDGsの達成のために必要とされる“人”の育成に資することを目的としている。

### 2 運営事業を実施する事業者の募集について

組合では、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの運営事業について、その事業目的を効果的に達成するため、ここで本業務の運営事業者を募集するものである。

### 3 運営事業の業務委託に係る契約期間について

(1) 運営準備期間 契約の日から令和6年3月31日

(2) 運営業務期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

## Ⅱ 対象施設及び業務等について

### 1 対象施設の概要について

(1) 施設の名称

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ

(2) 所在地

津山市領家1446番地（津山圏域クリーンセンター管理棟内）

(3) 施設の管理者

津山圏域資源循環施設組合 管理者 谷口圭三

(4) 主な施設概要

(1F) 自然環境学習ホール、リユースコーナー、修理工房、体験工房1、体験工房2、プラザ事務所

(2F) 資源循環学習ホール、大研修室、小研修室

(5) 配置図、平面図等

別添の津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ配置図・平面図・参考図のとおり

(6) 開館日及び開館時間

開館日 火曜日から日曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは開館とし、その日後において最も近い休日でない日を休館とする。）

※年末年始（12月29日から1月3日は休館）は休館

開館時間 午前9時から午後4時まで

(7) 運営開始予定日

令和6年4月1日

### 2 運営事業者が行う運営業務の基準について

別紙「津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ運営事業業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### 3 運営事業の概要について

#### (1) 業務委託の対象となる範囲について

##### ① 環境学習の支援に関する業務

- ・ クリーンセンター施設を利用した環境学習の支援等
- ・ ごみの減量化、リユース、リサイクル等に関する啓発、情報の収集及び提供、イベントの企画・開催等
- ・ 団体（小学校等）の予約受付

##### ② リユースコーナーの運営に関する業務

- ・ リユースコーナーへの不用品の搬入受付、検品、清掃、軽易な修理等
- ・ リユースコーナーでの再生品の展示、譲渡等
- ・ 有償譲渡品に係る料金徴収

##### ③ 受付案内に関する業務

- ・ 来館者に対する施設案内等

##### ④ その他リサイクルプラザ運営に必要な業務

- ・ 施設の開錠、施錠、日常的な清掃業務等

#### (2) 組合が行う業務の範囲について

##### ① 環境学習の支援に関する業務

- ・ クリーンセンター施設に関する情報の提供
- ・ 準備期間における説明員の研修
- ・ イベント等の広報の支援

##### ② リユースコーナーの運営に関する業務

- ・ 有償譲渡品及びその譲渡額の承認
- ・ 有償譲渡品の料金徴収に係る収納委託に係る手続き

##### ③ 受付案内に関する業務

- ・ 大研修室、小研修室、体験工房1、体験工房2の貸館使用に係る許可及び使用料徴収

##### ④ その他リサイクルプラザ運営に必要な業務

- ・ 機械警備の実施
- ・ 自動ドア、エレベータ、消防設備、電気設備、空調機械設備等の保守点検
- ・ 窓清掃、エアコンフィルター清掃、床ワックス等の定期清掃

### 4 業務委託に係る経費について

運営事業に要する経費は、組合が支払う委託料によって賄うこととする。

また、経費に不足が生じた場合は、組合が特別な事情があると認めない限り、運営事業者の負担とする。

(1) 委託料の基準額

運營業務期間中に組合が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、申請者から提案を求めるものとする。なお、基準価格を超える提案があった場合には失格とする。また、準備業務期間中においては、委託料の支払いは行わないものとする。

基準価格（5年間総額）	147,585千円	（消費税及び地方消費税抜き）
（令和6年度）	29,517千円	
（令和7年度）	29,517千円	
（令和8年度）	29,517千円	
（令和9年度）	29,517千円	
（令和10年度）	29,517千円	

(2) 委託料の支払い

委託料は、年度ごとに四半期に分けて、契約書に定める期日までに運営事業者の請求に基づいて支払うものとする。

### Ⅲ 申請の手続きについて

#### 1 募集の方法について

公募型プロポーザル方式とする。

#### 2 応募資格について

応募できる団体は、業務委託に係る契約期間中、確実に業務遂行できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

なお、団体等は単独であっても共同事業体であっても応募できるものとするが、同一の団体等が複数の提案を行うこと及び複数の共同事業体の構成員になることは認めない。

また、次の欠格事項に該当する者は応募資格がないものとする。

- (1) 団体又はその代表者が、契約を締結し本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 団体の代表者、役員又はその使用人が、刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- (3) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- (4) 団体又はその代表者が、本業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から 2 年を経過しない者
- (5) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税及び市税等を滞納している者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (6) 次に掲げる団体
  - ① 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
  - ② 代表者又は役員が暴力団員（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
  - ③ 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
  - ⑤ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体
- (7) 参加表明書の提出をしていない者

### 3 現地説明会の実施について

現地説明会を下記日程により開催するので、申請予定団体は任意に参加することができる。

なお、参加人数については、1団体3名までとする。

- (1) 開催日 令和5年9月26日(火)
- (2) 開催場所 津山圏域クリーンセンター管理棟ほか  
団体ごとに日時を指定する。
- (3) 参加申込 現地説明会参加申込書(様式第1号)により必要事項を記入の上、電子メールで申し込みのこと。電話等、口頭では一切受け付けない。  
電子メール shigen-t@shigen-tsuyama.jp
- (4) 申込期限 令和5年9月19日(火) 午後5時必着

### 4 質問の受付について

募集要項の内容等に関する質問を下記のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 現地説明会実施後から令和5年10月3日(火) 午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第2号)により、電子メールで提出のこと。電話等、口頭では一切受け付けない。  
電子メール shigen-t@shigen-tsuyama.jp
- (3) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和5年10月17日(火)に組合ホームページにより公表する。なお、電話等による問い合わせには応じられない。

### 5 公募に関する参加表明書の提出について

参加表明書の提出は、申請時の応募資格要件であり、申請予定団体は、提出期限までに必ず提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年10月31日(火) 午後5時必着
- (2) 受付方法 公募に関する参加表明書(様式第3号)により郵送(郵便書留に限る。)もしくは持参により提出のこと。FAX、電子メールでの提出は認めない。  
なお、参加表明書提出後に参加を辞退される場合には、辞退届(任意様式)を提出のこと。

## 6 提出書類について

### (1) 提出書類

#### 【事業提案関係】

- ① リサイクルプラザ運営事業者公募申請書（様式第4号）
- ② 事業計画書（様式第5号）
- ③ 収支予算書（様式第6号）

#### 【資格審査関係】

- ④ 欠格事由に該当しない申立書（様式第7号）
- ⑤ 申請者の概要、沿革が分かる書類
- ⑥ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑦ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ⑧ 申請日の属する事業年度の前3カ年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑨ 滞納がないことを証する書類（法人及び代表者について国税、県税、市税等に滞納がないことを証する証明書）

#### ⑩ その他

- ・ 共同事業体で申請する場合は、共同事業体の構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
- ・ その他管理者が必要と認める書類

#### ※ 共同事業体で申請する場合の留意事項

- ・ 代表団体を選出し、組合とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ・ 申請者の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ・ 提出書類④～⑨については、構成員それぞれについて提出すること。

#### ※ 様式入力時の注意事項

- ・ 様式は組合ホームページ (<http://www.shigen-tsuyama.jp/>) からダウンロードしたものを使用することを基本とすること。
- ・ 様式への入力にあたっては、10.5ポイント以上の文字サイズとすること。
- ・ 文章を補完するための写真、イラスト等の使用及びカラーによる印刷は任意とする。ただし、A4版縦使い横書きとし、一連のページ番号を付して編集すること。
- ・ 様式第5号 事業計画書及び様式第6号 収支予算書への入力にあたっては、申請団体が特定される団体名等の記載は行わないこと。

### (2) 提出先 〒709-4611 岡山県津山市領家 1446

津山圏域資源循環施設組合事務局 TEL 0868-57-2221

郵送（郵便書留に限る。）もしくは持参により提出のこと。

(3) 提出期間 令和 5 年 11 月 6 日(月)から令和 5 年 11 月 10 日(金)までの日（組合の  
休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

郵送の場合は最終日の午後 5 時までに必着のこと。

(4) 提出部数 事業提案関係書類 原本 1 部、副本 11 部

資格審査関係書類 原本 1 部、副本 3 部

（すべての書類を A4 版で統一すること。副本は複写可とする。）

※ 事業計画書（様式第 5 号）、収支予算書（様式第 6 号）は、内容を記録した  
データ形式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows  
対応））を CD-R 等により提出のこと。

(5) 提出書類の扱い

提出された書類は、組合の業務上必要な範囲において自由に利用できるものとし、  
情報公開の請求により開示することがある。なお、提出された書類は理由の如何に関  
わらず返却できないものとする。

## 7 申請に要する経費について

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

## IV 運営事業者の選定について

### 1 選定方法について

#### (1) 資格審査について

申請者から提出された資料により、組合が実施する。

#### (2) プロポーザル審査委員会による審査について

運営事業者の審査は、津山圏域クリーンセンタープロポーザル審査委員会において、申請者からのプレゼンテーション、各委員のヒアリングを行ったのち、各委員が次の審査要領に沿って審査し、評価点の合計が最も高い申請者を選定する。

なお、申請者によるプレゼンテーションは、下記の「審査項目および配点一覧」の審査項目の順に沿って説明を行うこと。

#### (3) 選定にあたっての要件

運営事業者の選定にあたっては、一定水準以上の評価点（60%以上）を獲得し、運営経費に関する事項及び申請団体に関する事項以外の全ての審査項目において、評価点 20%以下の項目がないことを要件とする。

#### (4) 審査基準と配点

各審査項目における審査基準と配点については下記の「審査項目および配点一覧」のとおりとする。

審査項目および配点一覧

審査項目	配点
事業実施に関する事項	
基本的な運営業務に関すること	
・設置目的、趣旨、運営業務の内容を把握しているか	25
・施設の利用を促進させる方策がとられているか	50
・利用者の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか	25
環境学習支援業務に関すること	
・環境に関する啓発、情報の収集・提供に関する計画が具体的に示されているか	100
・各種団体との連携等により、環境学習の充実に向けた計画となっているか	100
・体験工房等の有効な活用策が示されているか	50
リユースコーナー運営業務に関すること	
・取扱い品目は十分なものが提案されているか	50
・展示スペース・修理工房を適切に運営できる計画となっているか	25
・再生品の安全性確保について、検討がなされているか	50
収支計画等に関すること	
・収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか	50
・効率的な運営が工夫されているか	25

審 査 項 目	配点
サービス提供体制に関する事項	
運営体制に関すること	
・適切な事業運営が可能な人員を配置しているか	50
・職員の育成や研修体制は講じられているか	50
危機管理等の対策に関すること	
・日常の事故防止、防災に関する対策は適切であるか	25
・個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか	25
運営経費に関する事項	
・提案価格 (配点)－(配点)× { 1－(最安値提案価格)/(提案価格) } × 3 ※1 ※2	100
申請団体に関する事項	
・環境配慮に関する取組みの実績があるか	25
・同種の施設運営業務の実績があり、安定した事業運営が見込めるか	100
その他	
・地域や関係団体との連携（交流、協力等）に対する積極的で具体的な方策があるか	50
・その他特に評価すべき事項があるか	25
合 計	1,000

※1 運営経費に関する事項の提案価格は5年間の合計額で審査し、評価点の小数点以下第1位未満は切り捨てとする。

※2 運営経費に関する事項の評価点の算定の結果、評価点がマイナスになる場合は0とする。

(5) 申請者が1団体である場合の措置

本業務の申請者が1団体であっても、プロポーザルの審査を実施し、一定水準以上の評価点(60%以上)であることを条件として、運営事業者の選定を行うものとする。

(6) 評価が同点となった場合の措置

各委員の合算した評価点が同点となった場合は、審査項目の「環境学習支援業務に関すること」の評価点の合計が高い者を優先とし、その項目も同点だった場合は、提案価格が低い者を優先とする。提案価格も同額だった場合は、くじにより決定する。

(7) 評価点の合計が最も高い申請者が辞退した場合の措置

評価点の合計が最も高い申請者が辞退した場合は、次点の申請者を繰り上げて選定する。ただし、次点の申請者が、選定にあたっての要件を満たす場合に限る。

## 2 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 応募資格がないと認められる者が申請した場合
- (2) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

## 3 審査委員会の開催

- (1) 日 時 令和5年11月24日  
時間は別途通知する。
- (2) 場 所 別途通知する。
- (3) 内 容 プレゼンテーション、質疑
- (4) 出席者 1団体につき、4名以内
- (5) 留意事項 ヒアリング等の留意事項については別途通知する。

## 4 選定結果等の公表

応募状況については、申請のあった団体の名称について公表するものとする。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、組合のホームページで公表することとし、公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 選定された申請者名（選定されなかった申請者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び評価点
- (3) 提案金額

なお、企画提案書については公表しないものとする。

この場合において、選定されなかった申請者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

## V 事業実施スケジュール

運営事業者による事業開始までのスケジュールは、次のとおりを予定している。

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 募集期間       | 令和5年9月11日から令和5年11月10日 |
| ① 募集広告         | 令和5年9月11日             |
| ② 現地説明会申込      | 令和5年9月11日から令和5年9月19日  |
| ③ 現地説明会        | 令和5年9月26日             |
| ④ 参加表明書・質問受付開始 | 令和5年9月26日             |
| ⑤ 質問受付締切       | 令和5年10月3日             |
| ⑥ 質問に対する回答     | 令和5年10月17日            |
| ⑦ 参加表明書締切      | 令和5年10月31日            |
| ⑧ 公募申請書等の提出締切  | 令和5年11月10日            |
| (2) 審査委員会      | 令和5年11月24日            |
| (3) 選定結果の通知    | 令和5年12月上旬             |
| (4) 業務委託契約     | 令和5年12月中旬             |
| (5) 準備業務期間     | 業務委託契約の日から令和6年3月31日   |
| (6) 運営業務期間     | 令和6年4月1日から令和11年3月31日  |

## VI 添付書類

- (1) 津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ運営事業業務仕様書
- (2) 津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ配置図・平面図・参考図
- (3) 様式集
  - ① 現地説明会参加申込書 …… 様式第1号
  - ② 質問書 …… 様式第2号
  - ③ 公募に関する参加表明書 …… 様式第3号
  - ④ リサイクルプラザ運営事業者公募申請書 …… 様式第4号
  - ⑤ 事業計画書 …… 様式第5号
  - ⑥ 収支予算書 …… 様式第6号
  - ⑦ 欠格事由に該当しない申立書 …… 様式第7号

### ◆ 問合せ先

津山圏域資源循環施設組合 事務局  
〒709-4611 岡山県津山市領家 1446  
TEL 0868-57-2221 FAX 0868-57-2223  
E-mail shigen-t@shigen-tsuyama.jp